

V. 資料編

1. 大和市環境基本計画（平成30年3月改定版）

[1] 計画の基本的事項

(1) 計画改定の背景

大和市では、良好な環境の保全及び創造をしていくため、平成9年12月に「大和市環境を守り育てる基本条例」を制定し、これに基づき平成11年3月に「大和市環境基本計画」を策定しました。平成20年3月には目標設定水準や施策の見直し等により計画の改定を行いました。その後9年が経過し、計画の進捗状況や様々な社会情勢の変化などを踏まえ、さらなる見直しが必要となっています。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「大和市地球温暖化対策実行計画」を平成23年6月に策定し、温室効果ガスの排出を抑制するための施策を総合的に進めてきました。地球温暖化の問題は、国際的にもパリ協定が発効するなど地球規模での取り組みの必要性が増しており、自然災害、健康への影響も懸念されるなど、自治体としても一層の対策の推進が必要となっています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、かけがえのない環境を次世代を担う子どもたちに引き継ぐため、将来にわたって快適な環境と資源を保全する持続可能な社会の構築を目指し、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を改定することとします。



(2) 計画の目的

大和市環境を守り育てる基本条例では、本市の環境政策に関する基本的な枠組みを示すとともに、施策実現の中心的役割を担う手段として、環境基本計画の策定を義務づけています。

本計画は、条例の趣旨を実現するため、本市が実施する環境の保全と創造に関する施策の基本的な方向を示すとともに、市民、事業者に期待される取組みを明らかにし、様々な施策をすべての主体の公平な役割分担の下に、柔軟な連携を保ちつつ、将来を展望しながら総合的、計画的に推進するものです。

(3) 計画における基本理念

本計画では、大和市環境を守り育てる基本条例第3条に掲げる環境の保全と創造についての4つの基本理念を、計画の基本理念として受け継ぎます。

● 環境の恵みの享受と次世代への継承

きれいな空気や水をもつ良好な環境は、私たちに自然と触れて得られる人間性の回復や心身の休養といった恵みをもたらしてくれます。この良好な環境を守り、将来の市民へと引き継いでいきます。

● 持続的に発展する循環を基調とした社会の構築

自然生態系の復元力には限りがあることを認識し、人と自然が共生した、環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる、循環を基調とした社会の構築を目指します。

● 市民、事業者、市の協働

環境の保全と創造は、市民、事業者、市が、それぞれの公平な役割分担の下に協力し、自主的かつ積極的に行っていきます。

● 地球環境保全の推進

地球規模の環境問題は、人類共通の課題であると同時に、私たち市民一人ひとりにとっての問題でもあります。日常生活や事業活動のあらゆる場面で、地球環境の保全を積極的に進めていきます。

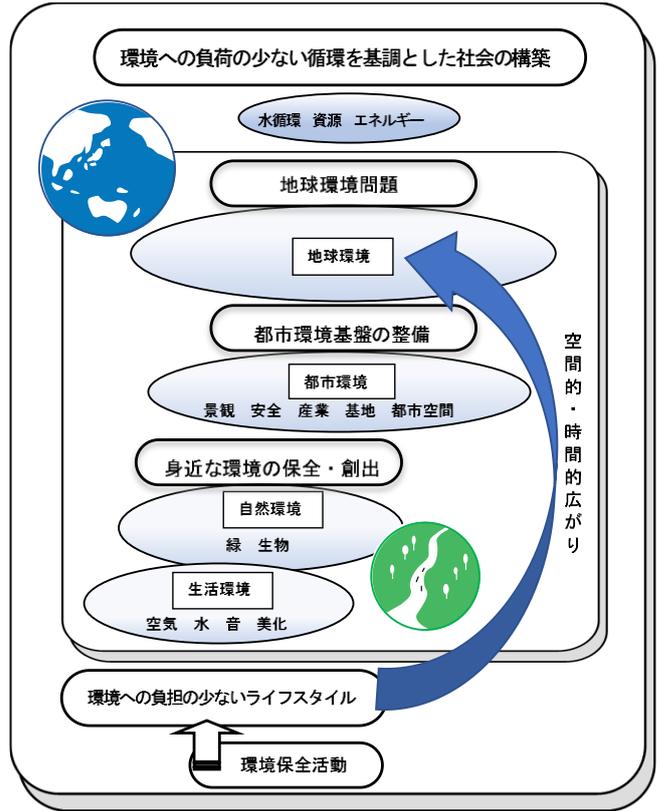
(4)計画の期間

本計画は、望ましい環境像の実現に向けて、長期的な視点での取組みを目指しますが、そのステップとして平成30年度(2018年度)から平成39年度(2027年度)までの10年を計画期間とします。

なお、他の計画との整合や取組みの進捗状況などとの調整、環境問題を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(5)計画の対象範囲

本計画では、本市を取り巻く環境を右の図のように捉え、環境問題の空間的・時間的な広がりを踏まえ、社会のニーズや市民の意識の変化に対応し、必要な施策を講じられるように、生活環境や自然環境など身近な環境の保全と創出をはじめとし、安全で快適な都市環境基盤の整備、さらには、地球環境問題までを見渡してそれぞれの要素を設定します。これらの個別の環境問題への取組みを、各主体の環境保全活動によって支えられる、環境への負担の少ない循環型社会の構築という視点で束ねます。

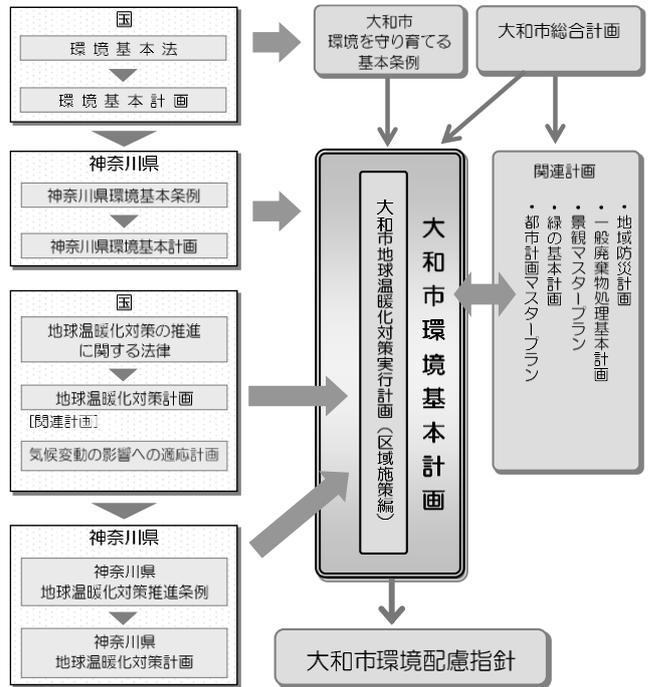


(6)計画の位置づけ

大和市環境を守り育てる基本条例第8条に基づき策定するもので、本市の「まちの健康」を支える環境分野の計画です。

環境の保全等に関する諸計画と連携を図りつつ、環境の保全等のための個別の施策を総合的かつ計画的に推進する上での、よりどころとなるものです。

本計画の「第5章 大和市地球温暖化対策実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」の第21条第3項に基づいて地方公共団体が策定する「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として位置づけます。



[2] 計画の目標

望ましい環境像の実現		長期的な目標 【平成39年度（2027年度）に向けた数値目標】	
自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるまち	生活環境 健康に生活できる きれいなまち	空気	深呼吸したくなるまち 【二酸化窒素濃度 0.04ppm 以下】
	自然環境 人と自然が共生する うれしいあるまち	水	きれいな川のあるまち 【BOD 境川 3mg/ℓ 以下、引地川 2mg/ℓ 以下】
	都市環境 ゆとりとやすらぎの ある快適なまち	音	静けさを感じるまち 【市内全調査地点で環境基準をクリア】
		美化	散乱ごみのないきれいなまち 【「散乱ごみの少ないきれいなまち」だと思 市民割合 50%】
		緑	緑豊かなまち 【保全緑地契約面積等 26.2ha】
	地球環境 地球環境への 負荷の少ないまち	生物	多様な生物とのふれあいのあるまち 【「身近に多くの種類の動植物とのふれあいのあるまち」だと思 市民割合 50%】 【市内でミンミンゼミの生息が継続的に確認されていること】
		景観	魅力ある街並み 【「魅力ある街並みを持っているまち」だと思 市民割合 40%】
循環 循環を基調とした 社会システムのあるまち	安全	安心して生活できるまち 【環境中の基準濃度を超過した有害化学物質数ゼロ】	
	環境保全活動 気づき知り環境を守る 市民の連帯のあるまち	産業	農・工・商の調和するまち 【環境に配慮した事業活動を行っている事業者割合 50%】
		基地	航空機騒音のないまち 【航空機騒音に係る環境基準の達成率 100%】 【航空機騒音を削減させるよう取り組む】
		都市空間	都市空間のゆとりのあるまち 【一人当たりの都市公園等面積 6.8㎡以上】
		地球環境	地球市民としての自覚をもって行動するまち 【温室効果ガス排出量 19.5%削減】（2013年度比）
		水循環	水との親しみのあるまち 【雨水貯留槽購入費補助申請累積件数 650 件】
		資源	物質循環のなされているまち 【資源化率 32.2%以上】 【市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 438g 未満】
		エネルギー	エネルギーを有効に利用するまち 【住宅用太陽光発電システム等補助累積件数 2,500 件】
		環境保全活動	環境にやさしい市民のまち 【市内全校の「ほとみどりの学文プログラム」への参加】 【「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多い」と感じる 市民割合 50%】

2. 平成 20 年・平成 29 年アンケート

[1] 平成 20 年アンケート

いずれの調査でも、様々な環境配慮行動についての実践状況を質問し、その結果を「どの程度実践されているか」「実践状況に個人差や事業所間の差があるか」という2点で分析しました。

(1) 市民アンケート調査概要

- 調査方法： 無作為抽出による 16 歳以上の市民 1,000 人
- 調査時期： 平成 20 年 8 月 1 日発送、同 8 月 31 日投函期限
- 有効回答： 回答数 362 件、回収率 36.2%

(2) 事業者アンケート調査概要

- 調査方法： 無作為抽出による市内の 500 事業所
- 調査時期： 平成 20 年 7 月 31 日発送、同 8 月 31 日投函期限
- 有効回答： 回答数 131 件、回収率 26.2%

[2] 平成 29 年アンケート

いずれの調査も、「大和市環境基本計画」と「大和市地球温暖化対策実行計画」の改定にあわせて実施したもので、市民・事業者の環境に対する意識を把握することを目的としました。

(1) 市民アンケート調査概要

- 調査方法： 無作為抽出による 16 歳以上の市民 2,000 人
- 調査時期： 平成 29 年 4 月 1 日発送、同 4 月 17 日投函期限
- 有効回答： 回答数 533 件、回収率 26.7%

(2) 事業者アンケート調査概要

- 調査方法： 無作為抽出による市内の 1,000 事業所
- 調査時期： 平成 29 年 4 月 1 日発送、同 4 月 17 日投函期限
- 有効回答： 回答数 369 件、回収率 36.9%